

2019年度版 いすゞグループ

# 総合保険制度

## 契約概要・注意喚起情報等 別冊

### 目次

- 01 死亡保障／団体定期保険《グループ保険》 契約概要
- 04 死亡保障／団体定期保険《グループ保険》 注意喚起情報
- 06 死亡保障／団体定期保険《グループ保険》 その他
- 09 医療補償／団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 重要事項のご説明
- 13 医療補償／団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 契約詳細
- 21 医療補償／団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 健康状況告知書ご記入のご案内
- 23 ケガ補償／団体総合生活補償保険 (標準型) 重要事項のご説明
- 27 ケガ補償／団体総合生活補償保険 (標準型) 契約詳細
- 31 ケガ補償／団体総合生活補償保険 (標準型) 従来タイプのご案内
- 33 医療補償・ケガ補償共通 契約詳細
- 36 医療補償・ケガ補償共通 サービスのご案内
- 37 所得補償・介護補償・ゴルファー補償／団体総合生活保険 補償の概要等
- 42 所得補償・介護補償・ゴルファー補償／団体総合生活保険 告知の大切さに関するご案内
- 43 所得補償・介護補償・ゴルファー補償／団体総合生活保険 重要事項説明書
- 50 所得補償・介護補償・ゴルファー補償共通 サービスのご案内
- 51 申込書記入例

# 契約概要【死亡保障／団体定期保険《グループ保険》】

【意向確認のお願い】ご加入(増額)の際は、以下についてお申込みの前に必ずご確認ください。

- 保障内容をご意向に沿った内容となっていますか？
- ご自身が選択された保障金額・保険料、およびその他の商品内容をご意向に沿った内容となっていますか？



このパンフレットに記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者であるいすゞ自動車株式会社に配付されています。

契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しています。

**加入(増額)の前に内容を確認・了承のうえ、お申込みください。**

## 保険の名称

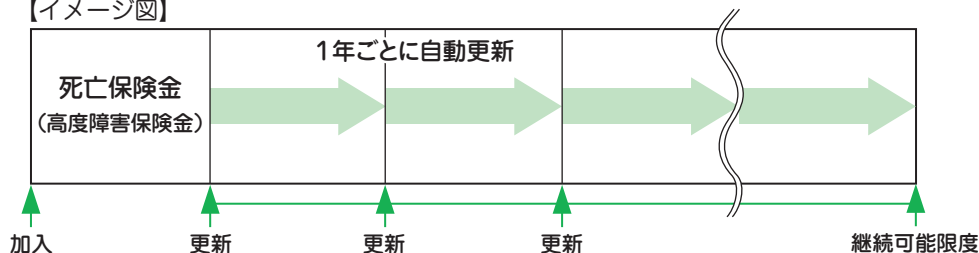
### 団体定期保険

特約：団体定期保険こども特約、団体定期保険年金払特約

## 保険のしくみ

- 死亡や所定の高度障害状態の保障を準備します。
- 団体が保険契約者となり、福利厚生制度の一環として運営されます。被保険者の加入状況や福利厚生制度の変更等により、契約内容が変更されたり制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 保険期間は1年ですが、更新によりP2の「責任開始日・保険期間」に記載の継続可能限度まで継続して加入できます。
- 保険料を払い込みいただく期間は保険期間と同じです。

【イメージ図】



## 新規加入(増額)できる方【加入資格】

年齢は2019年8月1日(更新日)時点の年齢

|     |  |
|-----|--|
| 本人  | 満17歳6か月超、満70歳6か月以下の役員・従業員  |
| 配偶者 | 満17歳6か月超、満70歳6か月以下の本人の戸籍上の配偶者  |
| こども | 満2歳6か月超、満22歳6か月以下の本人が扶養しているこども<br>(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します) |

- 健康状態によっては、加入(増額)できない場合があります。
- 支払事由に該当されていても加入資格のない方には保険金は支払われません。  
また、退職・転籍(いすゞグループ総合保険制度パンフレットP33に記載の企業以外への転籍)等で加入後に加入資格を満たさなくなった場合には脱退手続きが必要になりますのでいすゞ保険サービス(株)までお申出ください。
- 配偶者・こどものみの加入はできません(本人の加入が条件です)。
- こどもを加入させる場合は、加入資格を満たすこども全員について同一保険金額でお申込みください。

## 保障金額・保険料表

### 保険料について

いすゞグループ総合保険制度パンフレットP10の「保障金額・保険料表」「保険料について」をご覧ください。

## 責任開始日・保険期間

|        |   |
|--------|---|
| 責任開始日  | 2019年8月1日<br>(注)増額の場合、増額部分の責任開始日です。   |
| 保険期間   | 責任開始日～2020年7月末日<br>原則、毎年自動的に更新されます。   |
| 継続可能限度 | 以下の年齢を迎えた保険期間の最終日<br>[本人・配偶者] 満70歳6か月 [子ども] 満22歳6か月<br>(注)脱退事由(以下の「制度からの脱退等」参照)に該当した場合は継続できません。 |

## 制度からの脱退等

- お申出により制度から脱退することができます。  
(注)制度から脱退されると、その時点からこの保険による保障等の一切の権利がなくなります。  
ただし、保険料が払い込まれた期間の最終日までには保障します。
- 次の脱退事由に該当した場合には制度から脱退いただくことになります。
  - 本人**  
死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、退職・転籍(いすゞグループ総合保険制度パンフレット P33 に記載の企業以外への転籍)等で加入資格を満たさなくなった場合など
  - 配偶者・子ども**  
死亡した場合、高度障害保険金が支払われた場合、本人が脱退した場合、本人と離婚した場合(配偶者)、本人との扶養関係がなくなった場合(子ども)(※)など  
(※)更新日時点で被保険者としての資格がある子どもは、その更新日を含む保険期間中は継続できます。
- 加入資格の喪失等により脱退される場合、2年以上継続して加入していた方は、所定の条件のもと新たな告知や診査を省略して第一生命の個人保険に加入できます。

## 受取人

| 被保険者 | 受取人                   |         |
|------|-----------------------|---------|
|      | 死亡保険金                 | 高度障害保険金 |
| 本人   | 被保険者が指定した方(被保険者ご自身以外) | 被保険者ご自身 |
| 配偶者  |                       |         |
| 子ども  |                       |         |

(注1)原則、第三者(親族以外の方)を死亡保険金受取人とすることはできません。

(注2)遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

- 本人・配偶者の死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であればお申出により変更することができます。
- 死亡保険金の支払事由発生前に死亡保険金受取人が死亡し、変更されていないときは、被保険者死亡時に生存している約款に定める順位(下表参照)の高い方になります。

### 【約款に定める順位】

|      |          |      |                             |      |           |
|------|----------|------|-----------------------------|------|-----------|
| 第一順位 | 被保険者の配偶者 | 第二順位 | 被保険者の子(子が死亡している場合には、その直系卑属) |      |           |
| 第三順位 | 被保険者の父母  | 第四順位 | 被保険者の祖父母                    | 第五順位 | 被保険者の兄弟姉妹 |

同順位の方が2人以上の場合は、その人数によって死亡保険金を等分します。ご請求の際は代表受取人を1名定め、その代表者からご請求ください。

# 契約概要【死亡保障／団体定期保険《グループ保険》】

## 配当金

- 毎年保険契約ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合に、各引受保険会社の保険金支払実績等にもとづき支払われます。
- 将来お支払いする配当金は変動し、0（ゼロ）となる可能性もあります。
- 保険期間の途中で脱退した場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。

## 保障内容【支払事由】

保険金は**いずれも保険期間中(責任開始日以後)に支払事由に該当した場合に支払われます。**

実際のお支払いは、保険金のお支払いの請求を受け、引受保険会社において個別に判断されます。

(注1)保険金が支払われない場合は、P4の「5. 保険金をお支払いできない場合」を確認ください。

(注2)保険金の請求の権利は、3年間請求がないときは消滅します。

|         |  |
|---------|--|
| 死亡保険金   | 死亡した場合                                       |
| 高度障害保険金 | 責任開始日以後のケガまたは病気により所定の高度障害状態(P6の【別表】参照)になった場合 |

【ご注意】「死亡保険金」と「高度障害保険金」は、いずれかが支払われた場合、重複して支払われません。

## 保険金の年金受取

保険金支払の際に受取人からの請求にもとづき、保険金の全部または一部で年金基金を設定し、年金基金より年金をお支払いする仕組みです。死亡保険金・高度障害保険金は、一時金(一括受取)に代えて「年金」での受け取りが可能です(こどもの保険金は年金での受け取りはできません)。

(注)このお取り扱いには、**保険金の受取方法**に関するものです。年金の種類・型、最低年金額、最低年金基金額等には一定の制限があります。また、今後取扱内容が変更されたり、お取り扱い自体がなくなる場合があります。

## 引受保険会社(2018年12月1日時点)

以下の引受保険会社は、各被保険者の加入保険金額のうちそれぞれの引受割合の責任を負います。引受保険会社および引受割合は変更されることがあります。

### 【引受保険会社(引受割合)】

第一生命保険株式会社(59.6%) 〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1 TEL:03-3216-1211(大代表)  
日本生命保険相互会社(19.1%)、住友生命保険相互会社(6.9%)、富国生命保険相互会社(6.4%)、朝日生命保険相互会社(4.8%)、  
明治安田生命保険相互会社(3.2%)

ここまでが契約概要です



加入のお申込みに際して特に注意いただきたい事項を記載しています。  
**必ず内容を確認・了承のうえ、お申込みください。**  
(注)増額の場合の増額部分は、「加入」を「増額」と読み替えます。(以降同じ)

## 1 告知に関する重要事項

健康状態などについてありのままを告知してください。(告知義務)

### 告知

- 現在および過去の健康状態などについて事実をありのままお知らせいただくことを告知といいます。加入の申込みにあたっては、指定された書面(告知書)で引受保険会社がおたずねすることからについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

### 告知の方法

- 指定された書面(告知書)をご提出ください。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約に関する告知受領権はなく、口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。なお、生命保険会社の職員・代理店が、お客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

### 正しく告知いただけない場合の取り扱い

- 事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合は「告知義務違反」として保険契約の全部または一部が解除され、保険金が支払われないことがあります。また、解除となった場合にはすでに払い込まれた保険料は返金されません。

### 傷病歴などがある場合のお引き受け

- 加入をお断りすることもあります。傷病歴などがある方を全てお断りするものではありませんので、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

### 告知に関するお問い合わせ

- P7の「第一生命お問い合わせ先」の「告知・その他のお問い合わせ先」を参照ください。

この制度においては、第一生命がお引受けの判断をさせていただいております。過去の保険申込履歴等によっては、お申込みどおりのお取り扱いができないことがありますので、加入の際はあらかじめご了承ください。

## 2 責任開始について

- 提出された加入申込書(告知書)にもとづき、引受保険会社が加入を承諾した場合、所定の責任開始日から保険契約上の責任を負います。生命保険会社の職員・代理店・団体の事務担当者には、この保険契約への加入を決定(承諾)する権限(代理権)はありません。

## 3 クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用に関する事項

- この保険は団体を保険契約者とする保険契約であり、クーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用はありません。

## 4 脱退による返戻金や満期による保険金について

- この保険には、被保険者の脱退による返戻金および保険期間満了による保険金はありません。

## 5 保険金をお支払いできない場合

(注)増額部分が該当した場合は、その増額部分について保険金が支払われません。

- 「告知義務違反」により保険契約の全部または一部が解除された場合
- 約款に定める免責事由に該当した場合



## 死亡保険金・高度障害保険金

- ◇加入日から起算して1年以内に自殺したとき(※1)
- ◇保険契約者の故意により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき(主契約のみ)
- ◇死亡保険金受取人の故意により死亡したとき
- ◇その被保険者または高度障害保険金受取人の故意により所定の高度障害状態に該当したとき
- ◇戦争その他の変乱により死亡または所定の高度障害状態に該当したとき(※2)

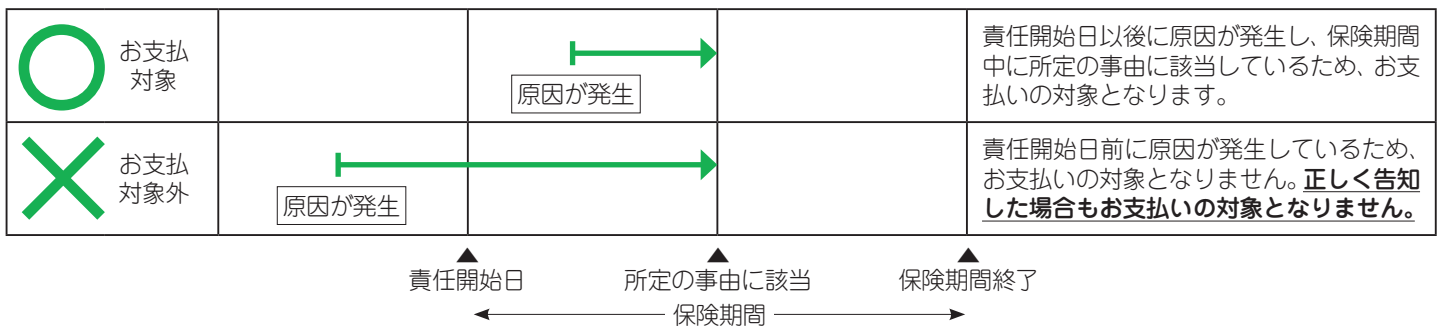
(※1)精神障害などにより、正常な判断能力がない状態による自殺と引受保険会社が認めた場合にはお支払いの対象となります。  
 (※2)戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態となった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じて保険金を全額または削減して支払います。

- 保険契約者から引受保険会社に保険料の払い込みがなく、保険契約が失効した後に保険金の支払事由に該当した場合
- 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し保険契約の全部または一部が解除された場合
- 支払事由に該当した時点で、被保険者としての資格がない場合
- 加入の際に保険契約者または被保険者に詐欺の行為があり保険契約の全部または一部が取消になった場合、または保険金の不法取得目的、他人に保険金を不法取得させる目的があつて保険契約の全部または一部が無効になった場合
- その他、お支払いできない場合

◇責任開始日より前に発病していた病気(※3)、または発生したケガを原因として所定の高度障害状態に該当したとき(下記の【例】参照)  
 (※3)「責任開始日より前に発病していた病気」とは、その病気およびその病気と医学上重要な関係にある病気について、責任開始日より前につきのいずれかに該当するものをいいます。

- ・医師の診療を受けたことがある。
- ・健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含む)を受けたことがある。
- ・被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、または本人(主たる被保険者)が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。

【例】



## 6 保険会社が経営破綻した場合

- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入の保険金額、給付金額、年金額等が削減されることがあります。
  - 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入の保険金額等が削減されることがあります。
- 詳細は、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

**生命保険契約者保護機構**  
**TEL 03-3286-2820**

※受付時間 月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00  
 (土・日・祝日・年末年始を除く)  
 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

## 7 ご相談窓口等

- お手続きや当制度に関するご要望・苦情については、保険サービス(株)へご連絡ください。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」について  
 この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。  
 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関する相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(一般社団法人生命保険協会ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>)  
 なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

ここまでが注意喚起情報です

【別表】 高度障害状態(公的な身体障害者認定基準等とは要件が異なります。)

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

＜備考＞

I. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

II. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

III. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の 3 つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

IV. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

主な税法上の取扱(この保険について想定される一般的なお取り扱いです)

●保険料

本人の支払った保険料は一般生命保険料控除の対象となります。(対象となるのは実質負担額です。配当金があればそれを差し引きます。)(所得税法第 76 条、地方税法第 34 条・第 314 条の 2)

●死亡保険金

- ・ 本人の死亡によって相続人が受け取る保険金(保険料を本人が負担していたもの)は相続税の対象となり、所定の非課税枠があります。非課税枠は、他に死亡保険金があった場合にはそれらを合算して適用されます。(相続税法第 3 条・第 12 条)
- ・ 配偶者・子どもの死亡によって本人(主たる被保険者)が受け取る保険金は一時所得として所得税の対象となります。(所得税法第 34 条、所得税基本通達 34-1)

●高度障害保険金

非課税となります。(所得税法施行令第 30 条、所得税基本通達 9-21)

(注) 税務のお取り扱いについては、2017 年 8 月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。

変更された場合には変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。

詳細については、税理士や所轄の税務署等に確認ください。

## 個人情報の取扱

保険契約者は、この保険の運営において入手する加入対象者(被保険者)および死亡保険金受取人の個人情報(氏名、性別、生年月日、現在および過去の傷病歴等)(以下、個人情報)を、この保険の事務手続きのために使用します。また、この保険契約の適切な運営を目的として個人情報を利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。

生命保険会社は、受領したすべての個人情報を次の目的のために利用(※1)します。

- ①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- ②生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス(※2)の案内・提供および契約の維持管理
- ③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス(※2)の充実
- ④その他、保険に関連・付随する業務

また、取得している個人情報を保険契約者および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。

引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。

(※1)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用が制限されています。

(※2)各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご覧ください。

### 第一生命お問い合わせ先

#### 保険金請求に関するお問い合わせ先

団体保険の保険金のご請求は、保険契約者を通じてのお手続きとなります。ご加入内容から、支払事由に「該当するのでは?」と思われる場合には、保険契約者の事務担当者経由にてご請求手続きをおとりください。また、ご不明な点がございましたら、保険契約者の事務担当者にご確認いただくか、以下へお問い合わせください。

#### 第一生命保険株式会社 団体保障事業部 (受付専用フリーダイヤル)

☎ 0120-709-471

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

第一生命では、団体保険におけるご請求手続きに関する留意事項やお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例などをご案内した「団体保険における保険金・給付金のお支払いについて」をホームページに掲載しております。保険契約者向けに作成しておりますが、保険金をもれなくご請求いただくために、被保険者様およびそのご家族の方もぜひご覧ください。

(第一生命ホームページ <http://www.dai-ichi-life.co.jp/>)

他の保険契約へのご加入がある場合、そのご契約の保障内容を確認いただき、支払事由に該当する場合には別途お手続きをおとりください。

#### 告知・その他のお問い合わせ先

■告知について

■当紙面(契約概要・注意喚起情報)に関するご要望・苦情について

以下へお問い合わせください。お問い合わせの際は、団体番号(0701887)をお伝えください。

#### 第一生命保険株式会社 団体保障事業部 (受付専用フリーダイヤル)

☎ 0120-005-328

※受付時間 月～金曜日 9:00～17:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)

## 加入対象企業

いすゞグループ総合保険制度パンフレット P33 をご覧ください。





## 契約概要のご説明 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

| 加入タイプ                                 | 被保険者の範囲<br>(○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)  |     |       |
|---------------------------------------|--|-----|-------|
|                                       | 本人(*)  | 配偶者 | その他親族 |
| 本人型                                   | ○  | -   | -     |
| 主な特約                                  | 特約固有の被保険者の範囲   |     |       |
| 疾病補償特約                                | 本人(*)のうち、次のすべてに該当する方<br>・保険期間の開始時点で満0才以上69才以下の方<br>(MZセットは満15才以上69才以下の方)<br>・健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方 |     |       |
| 先進医療・拡大<br>治験・患者申出<br>療養費用保険<br>金補償特約 | 本人(*)のうち、健康状況告知の結果、ご加入できると判定された方   |     |       |

(\*)加入申込票の被保険者欄記載の方をいいます。

#### (2)補償内容

保険金をお支払いする場合はP13～19、35のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額 P13～19、35をご参照ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由) P13～19、35をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

#### (3)セットできる主な特約およびその概要

P13～19、35をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### (4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5)引受条件

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、総合保険制度パンフレット P1～2、14の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。  
・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

### 2. 保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年令等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込方法について

総合保険制度パンフレット P13 をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっております。

### 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただきます。[注意喚起情報のご説明]の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は、自動車株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

### 2. 告知義務等

#### (1) ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記入上の注意事項)

被保険者(補償の対象者)には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります)。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。次の事項について十分ご注意ください。

- ①他の保険契約等(\*)に関する情報  
(\*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。
- ②被保険者の「生年月日」「年令」
- ③被保険者の健康状況告知  
(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

#### (2) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(\*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

#### ■保険金受取人について

普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができませんこととなります。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(\*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(\*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(\*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合  
・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を生じさせ、または生じさせようとしたこと。  
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(\*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(\*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(\*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

### 3. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料は、総合保険制度パンフレット P13 記載の方法により払込みください。総合保険制度パンフレット P13 記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

- (1) 保険金をお支払いしない主な場合  
P13～19、35をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- (2) 重大事由による解除  
次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
  - ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
  - ⑤ 上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、総合保険制度パンフレット P13 記載の方法により払込みください。総合保険制度パンフレット P13 記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。
- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は生じ、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

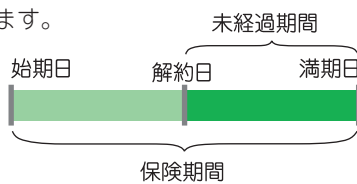
## 6. 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

## 7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

- ・ 脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・ 始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



## 8. 保険会社破綻時等の取扱い

P33をご参照ください。

## 9. 個人情報の取扱いについて

P34をご参照ください。

## 10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

- (1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項
- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
  - ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。
- (2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項
- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。
  - ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に生じている病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
  - ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
  - ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

### この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】 いすゞ保険サービス  
TEL 03-5753-0031

### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」  
0120-632-277 (無料)  
電話受付時間：平日 9:00～20:00  
土日・祝日 9:00～17:00  
(年末・年始は休業させていただきます。)  
※2020年10月より平日の電話受付時間は  
9:00～19:00になります。

### 万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」  
0120-258-189(無料)  
事故は いち早く

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会  
そんぽ ADR センター  
0570 - 022 - 808 [ナビダイヤル(有料)]

受付時間：平日 9:15～17:00  
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



# 契約詳細(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

## 〈契約詳細〉

### 保険金の種類と補償内容

※印を付した用語については、P19の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

| 保険金の種類   | 保険金をお支払いする場合   | 保険金のお支払額  | 保険金をお支払いしない主な場合  |
|--|--|---|--|
| <b>傷害入院<br/>保険金</b><br>★傷害補償<br>(MS&AD型)<br>特約 | 保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)           | [傷害入院保険金日額]×[傷害入院の日数]をお支払いします。<br>(注1) 傷害入院の日数には以下の日数を含みません。<br>・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(1,095日)が満了した日の翌日以降の傷害入院の日数<br>・1事故に基づく傷害入院について、傷害入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(180日)に到達した日の翌日以降の傷害入院の日数<br>(注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※</li> <li>● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ</li> <li>● 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ</li> <li>● 脳疾患、病気※または心神喪失によるケガ</li> <li>● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>● 外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>● 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</li> <li>● 原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの</li> <li>● 入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>● 原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって生じた肺炎</li> <li>● P35の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ</li> <li>● P35の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ</li> <li>● 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ</li> </ul> |
|  | 保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、傷害入院保険金の支払対象期間※(1,095日)中に手術※を受けられた場合 | 1回の手術※について、次の算式によって算出した額をお支払いします。<br>①入院※中に受けた手術の場合…[傷害入院保険金日額]×10<br>②①以外の手術の場合…[傷害入院保険金日額]×5<br>(注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。<br>①同一の日に複数回の手術を受けた場合<br>傷害手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。<br>②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合<br>その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。<br>③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合<br>その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。<br>④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合<br>その手術に対して傷害手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。 | (注)細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。  |

| 保険金の種類  | 保険金をお支払いする場合  | 保険金のお支払額  | 保険金をお支払いしない主な場合   |
|---|---|---|---|
| <b>傷害<br/>保<br/>険<br/>金</b><br><br><b>傷害通院<br/>保険金</b><br>★傷害補償<br>(MS&AD型)<br>特約                                     | 保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。)<br>(注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。 | $[ \text{傷害通院保険金日額} ] \times [ \text{傷害通院の日数} ]$ をお支払いします。<br>(注1) 傷害通院の日数には以下の日数を含みません。<br>・事故の発生の日からその日を含めて支払対象期間※(180日)が満了した日の翌日以降の傷害通院の日数<br>・1事故に基づく傷害通院について、傷害通院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(90日)に到達した日の翌日以降の傷害通院の日数<br>(注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に通院※された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。<br>(注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。 | 前ページ傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。   |
| <b>疾<br/>病<br/>保<br/>険<br/>金</b><br><br><b>疾病入院<br/>保険金</b><br>★疾病補償特約<br>☆特定精神障害補償特約セット<br>(MS&AD型)<br>特約<br>欄外(☆)参照 | 保険期間の開始後(*)に発病した病気※のため、保険期間中に入院※された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。)<br>(*) 病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。                                 | $[ \text{疾病入院保険金日額} ] \times [ \text{疾病入院の日数} ]$ をお支払いします。<br>(注1) 疾病入院の日数には以下の日数を含みません。<br>・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間※(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数<br>・1回の疾病入院※について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数※(180日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数<br>(注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気※を発病※された場合は、疾病入院保険金を重ねてはお支払いしません。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気※</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気</li> <li>●精神障害(*1)およびそれによる病気</li> <li>●戦争、その他の変乱※、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*2)</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2)</li> <li>●妊娠または出産(「療養の給付」等)(*3)の対象となるべき期間については、保険金をお支払いします。)</li> <li>●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの</li> <li>●健康状況告知のご回答等により補償対象外とする病気(*4)(加入者証等に記載されます。)</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> (注) 保険期間の開始時(*5)より前に発病※した病気(*4)については保険金をお支払いしません。<br>ただし、病気を補償するセットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院※を開始された日(*6)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 |

(次ページにつづく)

# 契約詳細(団体総合生活補償保険(MS&AD 型))

| 保険金の種類  | 保険金をお支払いする場合   | 保険金のお支払額   | 保険金をお支払いしない主な場合  |
|---|--|--|--|
| <p style="text-align: center;"><b>疾病入院<br/>保険金</b></p> <p>★疾病補償特約<br/>☆特定精神障害<br/>補償特約セット<br/>(MS&amp;AD 型)<br/>特約</p> <p>欄外(☆)参照</p> |  |  | <p>(前ページのつづき)</p> <p>(*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。)のセット後の内容となります。)</p> <p>&lt;支払対象外となる精神障害の例&gt;<br/>アルコール依存、薬物依存 など</p> <p>(*2)これにより生じた保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。</p> <p>(*3)公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」および「保険外併用療養費」をいいます。</p> <p>(*4)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p> <p>(*5)病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(*6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。</p> |
| <p style="text-align: center;"><b>疾病手術<br/>保険金</b></p> <p>★疾病補償特約<br/>☆特定精神障害<br/>補償特約セット</p> <p>欄外(☆)参照</p>                          | <p>①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気※の治療※のために疾病入院保険金の支払対象期間※(1,095日)中に手術※を受けられたとき。</p> <p>②保険期間の開始後(*)に発病※した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合。</p> <p>(*)病気を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。</p> | <p>1回の手術※について、次の算式によって算出した額をお支払いします。</p> <p>①入院※中に受けた手術の場合…[疾病入院保険金日額] × 10</p> <p>②①以外の手術の場合…[疾病入院保険金日額] × 5</p> <p>(注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。</p> <p>①同一の日に複数回の手術を受けた場合<br/>疾病手術保険金の額の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合<br/>その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。</p> <p>③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合<br/>その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとしします。</p> <p>④医科診療報酬点数表において、一連の治療※過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合<br/>その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。</p> |  |

疾病  
保  
険  
金

| 保険金の種類   | 保険金をお支払いする場合  | 保険金のお支払額  | 保険金をお支払いしない主な場合                            |
|--|---|---|--|
| <b>放射線治療<br/>保険金</b><br>★疾病補償特約<br>☆特定精神障害<br>補償特約セット<br>欄外(☆)参照 | ①疾病入院保険金をお支払いする<br>場合で、その病気※の治療※<br>のために疾病入院保険金の支<br>払対象期間※(1,095日)中に<br>放射線治療※を受けられたと<br>き。<br>②保険期間の開始後(※)に発病※<br>した病気の治療のために、保険<br>期間中に放射線治療を受けら<br>れた場合。<br>(※)病気を補償するセットに継<br>続加入された場合は、継続加<br>入してきた最初のご契約の<br>保険期間の開始後とします。 | 1回の放射線治療※について[疾病入院保険金<br>日額]×10をお支払いします。<br>(注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場<br>合は、いずれか1つの放射線治療についての<br>み保険金をお支払いします。<br>(注2)放射線治療保険金を支払うべき放射線治療<br>を複数回受けた場合は、放射線治療保険金が<br>支払われることとなった直前の放射線治療<br>を受けた日からその日を含めて60日以内<br>に受けた放射線治療については、保険金をお<br>支払いしません。   | P14 および前ページ疾病保険金の「保険金をお<br>支払いしない主な場合」と同じ。 |
|  | 疾病入院保険金をお支払いする<br>疾病入院が終了し、退院した後、<br>その疾病入院の原因となった病<br>気※の治療※のため、通院※され<br>た場合(以下、この状態を「疾病通<br>院」といいます。)<br><br><b>疾病通院<br/>保険金</b><br>★疾病補償特約<br>☆特定精神障害<br>補償特約セット<br>欄外(☆)参照  | [疾病通院保険金日額]×[疾病通院の日数]を<br>お支払いします。<br>(注1)疾病通院の日数には以下の日数を含みま<br>せん。<br>・疾病入院の終了した日の翌日から起算<br>して疾病通院保険金の支払対象期間※<br>(180日)が満了した日の翌日以降の疾<br>病通院の日数。なお、疾病入院保険金の<br>支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が<br>終了していない場合には、疾病入院の終<br>了した日または疾病入院保険金の支払<br>対象期間が満了した日の翌日から起算<br>して180日を経過した日のいずれか早<br>い日が疾病入院の終了した日となりま<br>す。<br>・1回の疾病入院※について疾病通院保険<br>金を支払うべき日数の合計が支払限度<br>日数※(90日)に到達した日の翌日以降<br>の疾病通院の日数<br>(注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中に<br>通院※された場合は、疾病通院保険金をお<br>支払いしません。<br>(注3)疾病通院保険金をお支払いする期間中に<br>さらに疾病通院保険金の「保険金をお支<br>払いする場合」に該当する病気※を発病※し<br>た場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支<br>払いしません。<br>(注4)疾病入院の退院日の翌日からその日を含<br>めて180日を経過する日までに、その<br>疾病入院の原因となった病気(これと医学<br>上因果関係がある病気※を含みます。)に<br>よって再度疾病入院に該当した場合で、前<br>の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始<br>するまでの期間中に疾病通院されたとき<br>は、その日数を疾病通院の日数に含めて疾<br>病通院保険金をお支払いします。 |  |

(☆)疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、放射線治療保険金、疾病通院保険金)

【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】

病気※を補償するセットに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(※1)の原因となった病気(※2)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。

①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額

②この保険契約のお支払条件で算出した金額

ただし、病気(※2)を発病した時が、その病気による入院(※1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。

(※1)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

(※2)疾病入院(※1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。



# 契約詳細(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

| 保険金の種類  | 保険金をお支払いする場合   | 保険金のお支払額  | 保険金をお支払いしない主な場合  |
|---|--|---|--|
| <p><b>先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金</b><br/>★先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約<br/>☆特定精神障害補償特約セット</p> | <p>ケガ※または病気※の治療※のため、保険期間中に日本国内において先進医療(*1)、拡大治験(*2)または患者申出療養(*3)を受けた場合で、被保険者が先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を負担されたとき。</p> <p>(注)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】<br/>先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償する加入タイプに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*4)を発病※した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。</p> <p>①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額<br/>②この保険契約のお支払条件で算出した金額</p> <p>ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気(*4)を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。</p> <p>(*1)「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り)をいいます。</p> <p>(*2)「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験(*5)をいいます。</p> <p>(*3)「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限り。</p> <p>(次ページにつづく)</p> | <p>被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。</p> <p>ア. 先進医療、拡大治験または患者申出療養に要する費用(基礎的療養部分に対し給付される保険外併用療養費(*)を除きます。)</p> <p>イ. 先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるための保険医療機関との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。)</p> <p>ウ. 先進医療、拡大治験または患者申出療養を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度)</p> <p>(*)これに相当する家族療養費を含みます。</p> <p>(注1)加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。</p> <p>(注2)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金額が限度となります。</p> <p>(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> | <p>傷害保険金および疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。ただし、疾病保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の(注)を次のとおり読み替えます。</p> <p>(注)保険期間の開始時(*5)より前に被ったケガまたは発病※した病気(*4)については保険金をお支払いしません。</p> <p>ただし、先進医療(*6)、拡大治験(*7)または患者申出療養(*8)に伴う費用を補償するセットに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療、拡大治験または患者申出療養を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。</p> <p>(*4)その病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p> <p>(*5)先進医療、拡大治験または患者申出療養に伴う費用を補償するセットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。</p> <p>(*6)「先進医療」とは、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り)をいいます。</p> <p>(*7)「拡大治験」とは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第17項に規定する治験に係る診療のうち、人道的見地から実施される治験(*9)をいいます。</p> <p>(*8)「患者申出療養」とは厚生労働省告示に基づき定められている患者申出療養をいいます。ただし、その療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院または診療所において行われるものに限り。</p> <p>(*9)「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)第2条第25項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)第2条第25項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)第2条第25項に規定する拡大治験をいいます。</p> |



| 保険金の種類   | 保険金をお支払いする場合   | 保険金のお支払額 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|--|--|----------|-----------------|
| <p>先進医療・拡大<br/>           治験・患者申出<br/>           療養費用保険金<br/>           ★先進医療・拡大<br/>           治験・患者申出<br/>           療養費用保険金<br/>           補償特約<br/>           ☆特定精神障害補<br/>           償特約セット</p> | <p>(前ページのつづき)</p> <p>(※4) 先進医療、拡大治験または患者申出療養の原因となった病気と医学上因果関係がある病気※を含みます。</p> <p>(※5) 「人道的見地から実施される治験」とは医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成9年厚生省令第28号)第2条第25項、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成17年厚生労働省令第36号)第2条第25項または再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成26年厚生労働省令第89号)第2条第25項に規定する拡大治験をいいます。</p> <p>(注) 医療技術、医療機関および適応症等が先進医療、拡大治験または患者申出療養に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療、拡大治験または患者申出療養の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療、拡大治験または患者申出療養に該当しない場合、お支払いの対象外となります。</p> |          |                 |

(注1) MX・MY・MZ セットには、保険期間と支払責任の関係の一部変更に関する特約がセットされているため、この保険期間の開始時に既に疾病入院が始まっていた場合は、この保険契約の開始時に疾病入院が始まったものとみなします。

# 契約詳細(団体総合生活補償保険(MS&AD型))

## 【特約の説明】

| セットする特約                     | 特約の説明   |
|-----------------------------|---|
| 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット) | 保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 |

## 【※印の用語のご説明】

- 「医学上因果関係がある病気」とは、医学上重要な関係にある一連の病気※をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「1回の疾病入院」とは、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気※(これと医学上因果関係がある病気※を含みます。))によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(\*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。  
(\*)いずれもそのための練習を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。  
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。  
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。  
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。  
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(\*)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。  
①細菌性食中毒  
②ウイルス性食中毒  
(\*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。  
・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱  
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。  
・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを入ります。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「支払限度日数」とは、支払対象期間※内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数とします。

- 「支払対象期間」とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入者証等記載の期間または日数をいいます。なお、入院※が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

| 適用される保険金の名称  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷害入院保険金</li> <li>・傷害通院保険金</li> <li>・疾病入院保険金</li> <li>・疾病通院保険金</li> </ul> |

- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。
- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。  
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(\*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。  
②先進医療※に該当する診療行為(\*2)  
(\*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。  
(\*2)②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「先進医療」とは、手術※または放射線治療※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り、)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「発病」とは、医師※の診断(\*)による発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師の診断によりはじめて発見されることをいいます。  
(\*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病気」とは、被保険者が被ったケガ※以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 「放射線治療」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。  
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為  
②先進医療※に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為  
(注)①の診療行為は、放射線の照射を行うものについては、その総量が50グレイ以上となる場合に限ります。また、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

| 適用される保険金の名称  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・傷害入院保険金</li> <li>・傷害通院保険金</li> <li>・疾病入院保険金</li> <li>・疾病通院保険金</li> </ul> |



## 団体総合生活補償保険(MS&AD型) 健康状況告知書ご記入のご案内(必ずお読みください)

**以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。**

### 1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

(注)告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

### 2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

### 3. 書面によるご回答のお願い

- ・取扱代理店には告知受領権があり、取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・取扱代理店への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

### 4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

| 特約の名称                     | 取扱い  |
|---------------------------|--|
| 疾病補償特約                    | 次のいずれかとなります。<br>①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。<br>②ご加入はお引受できません。 |
| 先進医療・拡大治験・患者申出療養費用保険金補償特約 | 次のいずれかとなります。<br>①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。<br>②ご加入はお引受できません。  |

### 5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかったり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

### 6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

| 特約の名称  | 取扱い  |
|--------|--|
| 疾病補償特約 | ご加入をお引受した場合でも、ご加入時(*1)より前に発病した病気(*2)については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。<br>なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日(*3)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。 |

(\*1)同一の保険金を補償するセットを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償するセットのご加入時をいいます。

(\*2)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(\*3)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとみなします。

### 7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。







## 契約概要のご説明 (団体総合生活補償保険 (標準型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

#### (1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。被保険者の範囲や、保険金が支払われる事故の種類によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

●被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

| 加入タイプ   | 被保険者の範囲<br>(○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外) |     |           |
|---------|-----------------------------------|-----|-----------|
|         | 本人(*2)                            | 配偶者 | その他親族(*3) |
| 個人型     | ○                                 | -   | -         |
| 家族型(*1) | ○                                 | ○   | ○         |
| 夫婦型(*1) | ○                                 | ○   | -         |

●保険金が支払われる事故の種類によって次の特約をセットします。

| 特約セットなし | 保険金が支払われる事故<br>(○:補償対象<br>×:補償対象外) |      |
|---------|------------------------------------|------|
|         | 右記以外                               | 交通事故 |
| 特約セット   | ×                                  | ○    |

| 主な特約             | 特約固有の被保険者の範囲  |
|------------------|---|
| 個人賠償責任<br>危険補償特約 | (a) 本人(*2)<br>(b) 本人(*2)の配偶者  |
| 受託物賠償<br>責任補償特約  | (c) 同居の親族(本人(*2)またはその配偶者と同居の、本人(*2)またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族)<br>(d) 別居の未婚の子(本人(*2)またはその配偶者と別居の、本人(*2)またはその配偶者の未婚の子)<br>(e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(*4)。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 |

- ( \* 1 ) 家族型には「家族型への変更に関する特約」が、夫婦型には「夫婦型への変更に関する特約」がセットされます。
- ( \* 2 ) 加入申込票の被保険者欄記載の方(家族型または夫婦型の場合においては被保険者ご本人)をいいます。
- ( \* 3 ) 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
  - ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
  - ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

( \* 4 ) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

#### (2)補償内容

保険金をお支払いする場合はP27～30、35のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額P27～30、35をご参照ください。
- ② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)P27～30、35をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

#### (3)セットできる主な特約およびその概要

P27～30、35をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

#### (4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

#### (5)引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2.(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

またご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、P31～32 および総合保険制度パンフレットP17～18の保険金額欄および加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受できない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。

### 2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容(「交通事故危険のみ補償特約」をセットしたご契約の場合を除きます。)等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

### 3. 保険料の払込方法について

総合保険制度パンフレットP16をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっております。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

## 注意喚起情報のご説明 (団体総合生活補償保険 (標準型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって異なります。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

この保険は、いすゞ自動車株式会社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1) ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記入上の注意事項)

被保険者(補償の対象者)には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が、故意または重大な過失によって事実と異なっている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票の記入内容を必ずご確認ください。次の事項について十分ご注意ください。

- ①被保険者(※)の「職業・職務」(「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合を除きます。)  
(※)家族型または夫婦型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
- ②他の保険契約等(※)に関する情報  
(※)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

#### (2) ご加入後における注意事項(通知義務等)

ご加入後、被保険者に次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことや、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。(「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合を除きます。)

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約いただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

| <ご契約の引受範囲> |
|------------|
| 下記以外の職業    |

| <ご契約の引受範囲外>   |
|---|
| プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士<br>その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業 |

#### (3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等(※)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(※)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

#### ■保険金受取人について

| 保険金受取人 | 傷害死亡保険金 | ・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。<br>(注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合は、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。 |
|--------|---------|---|
|        | 上記以外    | ・普通保険約款・特約に定めております。   |

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。



# 重要事項のご説明

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(\*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(\*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約(\*)の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
  - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(\*)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥他の保険契約等との間の親族関係の終了等により、この保険契約(\*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求められます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

- (注)家族型または夫婦型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次の a. または b. いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合には b. によるものとします。
- a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
  - b. この保険契約(\*)を解約すること

(\*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■特約の補償重複

次表の特約などのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

- (注)1 契約のみに特約をセットした場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

| 今回ご加入いただく補償                     | 補償の重複が生じる他の保険契約の例 |
|---------------------------------|-------------------|
| 団体総合生活補償保険(標準型)<br>個人賠償責任危険補償特約 | 自動車保険<br>日常生活賠償特約 |

## 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、総合保険制度パンフレット P16 記載の方法により払込みください。総合保険制度パンフレット P16 記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

## 4. 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

P27～30、35 をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

## 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1)保険料は、総合保険制度パンフレット P16 記載の方法により払込みください。総合保険制度パンフレット P16 記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

(2)分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が生じ、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

## 6. 失効について

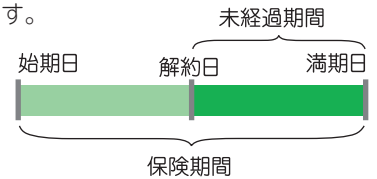
ご加入後に、被保険者(家族型、夫婦型においては被保険者全員)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

## 7. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、取扱代理店または引受保険会社に速やかにお申出ください。

・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきますことがあります。



## 8. 保険会社破綻時の取扱い

P33 をご参照ください。

## 9. 個人情報の取扱いについて

P34 をご参照ください。

### この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】 いすゞ保険サービス  
TEL 03-5753-0031

### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」  
0120-632-277 (無料)  
電話受付時間：平日 9:00～20:00  
土日・祝日 9:00～17:00  
(年末・年始は休業させていただきます。)  
※2020年10月より平日の電話受付時間は  
9:00～19:00になります。

### 万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」  
0120-258-189(無料)  
事故は いち早く

### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会  
そんぽADRセンター  
0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

受付時間：平日 9:15～17:00  
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



# 契約詳細(団体総合生活補償保険(標準型))

## 〈契約詳細〉

### 保険金の種類と補償内容

※印を付した用語については、P30の「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

| 保険金の種類                                      | 保険金をお支払いする場合  | 保険金のお支払額  | 保険金をお支払いしない主な場合   |  |   |             |                         |
|---|---|---|---|--|---|-------------|-------------------------|
| <b>傷害死亡<br/>保険金</b><br>★傷害補償<br>(標準型)<br>特約 | 保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合<br><br>(注) A・D・Cセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。     | 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。<br>(注) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ</li> <li>●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ</li> <li>●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産によるケガ</li> <li>●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(P1・C1・F1・P3・C3・F3・Y・Zセットには天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。)</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ</li> <li>●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの</li> <li>●入浴中の溺水※(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)</li> <li>●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)※によって生じた肺炎</li> <li>●P35の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ</li> <li>●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ</li> </ul> など<br>(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。 |  |   |             |                         |
|   | 保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合<br><br>(注) A・D・Cセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。 | 後遺障害※の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。<br>(注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。<br>(注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。<br>(注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。<br>(注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 |   |  |   |             |                         |
|   | <b>傷害後遺<br/>障害保険金</b><br>★傷害補償<br>(標準型)<br>特約   | 保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)<br><br>(注) A・D・Cセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。   |   | $[\text{傷害入院保険金日額}] \times [\text{傷害入院の日数}]$ をお支払いします。<br>(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院※に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。<br>(注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。 |   |             |                         |
|   | <b>傷害入院<br/>保険金</b><br>★傷害補償<br>(標準型)<br>特約   | 保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合<br><br>(注) A・D・Cセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。   |   | 次の算式によって算出した額をお支払いします。<br>①入院※中に受けた手術※の場合… $[\text{傷害入院保険金日額}] \times 10$<br>②①以外の手術の場合… $[\text{傷害入院保険金日額}] \times 5$<br>(注) 1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。   |   |             |                         |
| <b>傷害手術<br/>保険金</b><br>★傷害補償<br>(標準型)<br>特約 |   |   | <家族型への変更に関する特約または夫婦型への変更に関する特約をセットする場合><br><table border="1"> <tr> <td>上記に追加される事由</td> <td>● P35の「補償対象外となる職業」に従事するケガ(交通事故危険のみ補償特約をセットする場合は適用しません。)</td> </tr> <tr> <td>上記から除外される事由</td> <td>● 保険契約者の故意または重大な過失によるケガ</td> </tr> </table>   | 上記に追加される事由   | ● P35の「補償対象外となる職業」に従事するケガ(交通事故危険のみ補償特約をセットする場合は適用しません。) | 上記から除外される事由 | ● 保険契約者の故意または重大な過失によるケガ |
| 上記に追加される事由                                  | ● P35の「補償対象外となる職業」に従事するケガ(交通事故危険のみ補償特約をセットする場合は適用しません。)   |   |   |  |   |             |                         |
| 上記から除外される事由                                 | ● 保険契約者の故意または重大な過失によるケガ   |   |   |  |   |             |                         |

(次ページにつづく)

| 保険金の種類   | 保険金をお支払いする場合   | 保険金のお支払額  | 保険金をお支払いしない主な場合  |
|--|--|---|--|
| <b>傷害保険金</b><br><b>★傷害通院保険金</b><br>★傷害補償(標準型)特約                      | 保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。)<br>(注1)通院されない場合で、骨折、脱臼、靭(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギブス等※を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。<br>(注2) A・D・Cセットには交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故※によるケガに限り保険金をお支払いします。   | [ 傷害通院保険金日額 ] × [ 傷害通院の日数 ] をお支払いします。<br>(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院※に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。<br>(注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。<br>(注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。   | (前ページのつづき)<br><交通事故危険のみ補償特約をセットする場合><br>前記に追加される事由<br><ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ</li> <li>● 職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ</li> <li>● 職務または実習のための船舶搭乗中のケガ</li> <li>● グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗中のケガ</li> <li>● 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など</li> </ul>   |
| <b>傷害後遺障害保険金の追加支払</b><br>★傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約(A・C・D・E・F・P・Y・Zセットのみ) | 傷害後遺障害保険金をお支払いした場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、生存されているとき。   | お支払いした傷害後遺障害保険金の額に加入者証等記載の倍数(1倍)を乗じた額をお支払いします。<br>(注) ご加入されたご契約に傷害後遺障害保険金を増額または追加して支払う他の特約がセットされている場合には、支払われる保険金は、他の特約がないものとして算出した額となります。   | 前記から除外される事由<br><ul style="list-style-type: none"> <li>● P35の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ</li> <li>● 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ</li> </ul>  |
| <b>個人賠償責任保険金</b><br>★個人賠償責任危険補償特約                                    | 保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合<br>①本人の居住の用に供される住宅(*)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故<br>②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故<br>(*)敷地内の動産および不動産を含みます。<br>(注)被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りません。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 | 損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用(*)等をお支払いします。<br>(*)引受保険会社の書面による同意が必要となります。<br>(注1) 法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。<br>(注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。<br>(注3) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。<br>(注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者または被保険者の故意による損害</li> <li>● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</li> <li>● 他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任</li> <li>● 被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務遂行中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任</li> <li>● 第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>● 心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>● 被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任</li> <li>● 自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>● 戦争、その他の変乱※、暴動による損害</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など</li> </ul> |



# 契約詳細(団体総合生活補償保険(標準型))

| 保険金の種類   | 保険金をお支払いする場合   | 保険金のお支払額  | 保険金をお支払いしない主な場合  |
|--|--|---|--|
| <p><b>受託物賠償責任保険金</b><br/>★受託物賠償責任補償特約</p>                        | <p>保険期間中で、受託物(※1)を住宅内保管中または一時的に住宅外で管理している間に、破損(※2)・紛失・盗難が生じ、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合(※1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、P35の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。</p> <p>(※2)「破損」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐取を含みません。</p> <p>(注)被保険者の範囲は、本人、配偶者※、同居の親族および別居の未婚※の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。</p> | <p>被害受託物について正当な権利を有する方に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)(※1)から免責金額※(1回の事故につき5,000円)を差し引いた額および訴訟費用(※2)等をお支払いします。</p> <p>(※1)被害受託物の時価額が限度となります。</p> <p>(※2)引受保険会社の書面による同意が必要となります。</p> <p>(注1)法律上の賠償責任の額から免責金額を差し引いた額は、保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。</p> <p>(注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p> <p>(注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者または被保険者の故意による損害</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</li> <li>●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害</li> <li>●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</li> <li>●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害</li> <li>●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害</li> <li>●受託物に生じた自然発火または自然爆発</li> <li>●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害</li> <li>●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)</li> <li>●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>●被保険者と同居の親族※に対する損害賠償責任</li> <li>●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>●心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>●引き渡し後に発見された破損による損害賠償責任</li> <li>●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等)</li> <li>●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことによる損害賠償責任</li> <li>●戦争、その他の変乱※、暴動による損害</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> <li>●P35の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 など</li> </ul> |
| <p><b>携行品損害保険金</b><br/>★携行品損害補償特約<br/>☆新価保険特約(携行品損害補償特約用)セット</p> | <p>保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品(※)に損害が生じた場合</p> <p>(※)「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。ただし、P35の「補償対象外となる主な『携行品』」を除きます。</p>  | <p>被害物の損害額から免責金額※(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>(注1)損害額は、再調達価額※によって定められます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額によって定められます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害額とします。</p> <p>(注2)損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。</p> <p>(注3)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>(注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害</li> <li>●被保険者と生計を共にする親族※の故意による損害</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害</li> <li>●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害</li> <li>●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害</li> <li>●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害</li> <li>●携行品の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</li> <li>●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害。ただし、これらの事由によって発生した火災による損害を除きます。</li> <li>●携行品である液体の流出による損害。ただし、その結果として他の携行品に生じた損害を除きます。</li> <li>●携行品の置き忘れまたは紛失による損害</li> <li>●戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害</li> <li>●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害</li> <li>●P35の「補償対象外となる主な『携行品』」の損害 など</li> </ul>  |

## 【特約の説明】

| セットする特約                                 | 特約の説明   |
|---|---|
| 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)             | 保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 |
| 天災危険補償特約(P1・C1・F1・P3・C3・F3・Y・Z セット)     | 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※の場合も、傷害保険金をお支払いします。   |
| 家族型への変更に関する特約(F1・F2・F3・F4・FK・C・Y・F セット) | 被保険者の範囲を、「契約概要のご説明」の「被保険者(補償の対象者)の範囲」に記載のとおり変更します。  |
| 夫婦型への変更に関する特約(C1・C2・C3・C4・CK セット)       |   |

## 【※印の用語のご説明】

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行(\*1)または試運転(\*2)をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。  
(\*1)いずれもそのための練習を含みます。  
(\*2)交通事故危険のみ補償特約の場合は訓練(自動車等※の運転資格を取得するための訓練を除きます。)を含みます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。  
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。  
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。  
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。  
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(\*)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。  
①細菌性食中毒  
②ウイルス性食中毒  
(\* )継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。  
・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱  
・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等※の固定具を装着した場合に限ります。  
・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限ります。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものを除きます。
- 「交通事故」とは、次の事故をいいます。  
① 運行中の交通乗用具※との衝突、接触等(\*)  
② 運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等(\*)  
③ 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は対象になりません。)  
④ 乗客として交通乗用具の改札口に入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故  
⑤ 道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝

突、接触、火災、爆発等の事故(\*) (ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。)

### ⑥ 交通乗用具の火災

(\*) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。

●「交通乗用具」とは、電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、エレベーター等、交通事故危険のみ補償特約に定められたものをいいます。

●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

●「再調達価額」とは、損害が発生した地および時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。

●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(\*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。

② 先進医療※に該当する診療行為(\*2)

(\*1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(\*2) ②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

●「乗用具」とは、自動車等※、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族をいいます。

●「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

●「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

●「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。

●「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。



# 契約詳細(団体総合生活補償保険(標準型))従来タイプのご案内

すでにご加入の方のみご覧ください。新規加入はできません。  
変更(口数変更・個人賠償責任保険金の削除)・脱退のみ可能です。

パーソナルプラン、ファミリープランに現在ご加入の方へ

入院および通院の補償を重点的に手厚く出来る

いすゞグループ総合保険制度パンフレット P16～18 の新しい加入方式への変更をお勧めします。

以下のセットは変更のみ可能です。新規加入の方は選択できませんので、ご注意ください。(いすゞグループ総合保険制度パンフレット P16～18 とあわせてご覧ください。)

| ご加入セット                   |           | パーソナルプラン(個人型)   |         |          | ファミリープラン(家族型)   |         |         |
|--------------------------|-----------|-----------------|---------|----------|-----------------|---------|---------|
|                          |           | スタンダードタイプ       |         | エコノミータイプ | スタンダードタイプ       |         |         |
|                          |           | Zセット<br>天災危険補償付 | Pセット    | Eセット     | Yセット<br>天災危険補償付 | Fセット    |         |
| 加入限度口数                   |           | 7口              | 9口      | 10口      | 6口              | 7口      |         |
| 傷害保険金(1口あたり)             | ご本人       | 傷害死亡・後遺傷害保険金額   | 163.6万円 | 141.6万円  | 70.8万円          | 125.4万円 | 106.2万円 |
|                          |           | 傷害入院保険金日額       | 1,900円  | 1,600円   | 1,500円          | 2,300円  | 2,000円  |
|                          |           | 傷害通院保険金日額       | 1,200円  | 1,000円   | 800円            | 1,500円  | 1,200円  |
|                          | 配偶者       | 傷害死亡・後遺傷害保険金額   | —       | —        | —               | 50万円    | 50万円    |
|                          |           | 傷害入院保険金日額       | —       | —        | —               | 1,600円  | 1,600円  |
|                          |           | 傷害通院保険金日額       | —       | —        | —               | 1,000円  | 1,000円  |
|                          | 親族        | 傷害死亡・後遺傷害保険金額   | —       | —        | —               | 50万円    | 50万円    |
|                          |           | 傷害入院保険金日額       | —       | —        | —               | 1,600円  | 1,600円  |
|                          |           | 傷害通院保険金日額       | —       | —        | —               | 1,000円  | 1,000円  |
| 月払保険料(1口あたり)             |           | 520円            | 390円    | 270円     | 1,460円          | 1,240円  |         |
| 個人賠償責任<br>保険金<br>(オプション) | 保険金額      | 1億円             |         |          |                 |         |         |
|                          | 月払保険料(一律) | 60円(一世帯1口限度)    |         |          |                 |         |         |

※パーソナルプラン(個人型)・ファミリープラン(家族型)には「傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約」がセットされていますので傷害後遺障害保険金をお支払いした場合、事故の発生の日からその日を含めて180日経過し、かつ生存されているとき、お支払いした傷害後遺障害保険金と同額を追加してお支払いします。

※傷害手術保険金は、入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍をお支払いします。

※個人賠償責任保険金をセットされる場合は、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらかの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の可否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

※ファミリープラン(家族型)の上乗せ補償でパーソナルプラン(個人型)にご加入される場合、傷害通院保険金額が合計10,000円以内となるような口数でご加入ください。

※個人賠償責任保険金オプションのセット名は、パーソナルプラン(個人型)の場合は「B1」、ファミリープラン(家族型)の場合は「B」です。

**すでにご加入の方のみご覧ください。新規加入はできません。  
変更(口数変更・個人賠償責任保険金の削除)・脱退のみ可能です。**

**交通傷害パーソナルプラン(A セット)及び交通傷害ファミリープラン(C セット)に現在ご加入の方へ**

交通事故危険のみ補償特約付団体総合生活補償保険(標準型)(C セットは家族型への変更に関する特約付)

**保険金をお支払いする事故は、以下の事故に限られますので、  
いすゞグループ総合保険制度パンフレット P16 ~ 18 のケガ補償への変更をお勧めします。**

**(保険金をお支払いする事故)**

●次に掲げる事故等によるケガ※に限り、傷害保険金をお支払いします。

1. 運行中の交通乗用具※との衝突、接触等の交通事故(\*)
2. 運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故(\*)
3. 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は対象になりません。)
4. 乗客として交通乗用具の改札口を入れてから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
5. 道路通行中の工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故(\*) (ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限ります。)
6. 交通乗用具の火災

(\*)立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。

※印の用語のご説明は P30 をご覧ください。

**交通傷害パーソナルプラン・交通傷害ファミリープランの保険金額・保険料**

以下のセットは変更のみ可能です。新規加入の方は選択できませんので、ご注意ください。(いすゞグループ総合保険制度パンフレット P16 ~ 18 とあわせてご覧ください。)

|              | セット名 | 月払保険料<br>(1口あたり) | 補償を<br>受ける方 | 傷害死亡・後遺<br>障害保険金額<br>(1口あたり) | 傷害入院<br>保険金日額<br>(1口あたり) | 傷害通院<br>保険金日額<br>(1口あたり) | 個人賠償責任<br>保険金額<br>(一律) | 加入限度<br>口数 |
|--------------|------|------------------|-------------|------------------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------|
| 交通傷害パーソナルプラン | A    | 120円             | ご本人         | 44.2万円                       | 1,700円                   | 1,100円                   | -                      | 8口         |
| 交通傷害パーソナルプラン | D    | 180円             | ご本人         | 44.2万円                       | 1,700円                   | 1,100円                   | 1億円                    | 8口         |
| 交通傷害ファミリープラン | C    | 480円             | ご本人         | 159万円                        | 1,800円                   | 1,100円                   | 1億円                    | 8口         |
|              |      |                  | 配偶者         | 159万円                        | 1,800円                   | 1,100円                   |                        |            |
|              |      |                  | ご親族         | 159万円                        | 1,800円                   | 1,100円                   |                        |            |

●交通傷害パーソナルプラン・交通傷害ファミリープランには「傷害後遺障害保険金の追加支払に関する特約」がセットされていますので傷害後遺障害保険金をお支払いした場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日経過し、かつ生存されているとき、お支払いした傷害後遺障害保険金と同額を追加してお支払いします。

●傷害手術保険金は、入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の 10 倍、それ以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の 5 倍をお支払いします。

# 契約詳細(団体総合生活補償保険)

## ご 注 意

- この保険は、いすゞ自動車株式会社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。
  - お申込人となる方は、いすゞ自動車株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限り、また、個人型で被保険者(補償の対象者)となる方の範囲は、いすゞ自動車株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)です。
  - 夫婦型および家族型で記名被保険者(補償の対象者)本人となる方の範囲は、いすゞ自動車株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその配偶者、子供、両親、兄弟姉妹です。
  - 個人賠償責任、受託物賠償責任の被保険者の範囲はプランにかかわらず、本人(加入申込票の被保険者欄記載の方)、配偶者、本人または配偶者と同居の親族・別居の未婚の子となります。詳細はP23をご覧ください。
  - 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って団体割引率が適用されます。
  - お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しています。
  - (経営破綻した場合等の保険契約者の保護について)
    - ・ 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
    - ・ 引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しております。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
- 【疾病保険金】**  
保険金、解約返戻金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。
- 【傷害保険金】**  
保険金、解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
- 【上記以外の保険金】**  
保険金、解約返戻金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。
- **この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入出来ないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。**
  - 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
  - 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
  - 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
  - ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

- 総合保険制度パンフレット P18 記載の職業の方は、加入申込票上「職業名・職種名」欄にカタカナでご記入いただき、裏面一覧表をご参照のうえ「職種コード」「職種級別」をご記入ください。

### <自動継続の取扱いについて>

- 前年にご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(ご年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

- この保険は、いすゞ自動車株式会社が保険契約者となる団体契約であり、保険契約者より加入をご案内しています。

- 保険金額については、ご加入いただく全プランの保険金額の合計が、以下におさまるように設定ください。

### <疾病保険金>

15歳未満の方・61歳以上の方：疾病入院保険金日額 20,000円以内、  
疾病通院保険金日額 10,000円以内  
上記以外の方：疾病入院保険金日額 30,000円以内、  
疾病通院保険金日額 15,000円以内

### <傷害保険金>

15歳未満の方：傷害入院保険金日額 15,000円以内、  
傷害通院保険金日額 10,000円以内  
上記以外の方：傷害入院保険金日額 30,000円以内、  
傷害通院保険金日額 10,000円以内

## 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡

### <保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡>

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手續につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

### <保険金支払いの履行期>

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(\*1)をご提出をいただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(\*2)を終えて保険金をお支払いします。(\*3)

(\*1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。

(\*2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(\*3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

### <保険金のご請求時にご提出いただく書類>

- 被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただけます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・ 引受保険会社所定の保険金請求書
- ・ 引受保険会社所定の同意書
- ・ 事故原因・損害状況に関する資料
- ・ 被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写) 等)



# 契約詳細(団体総合生活補償保険)

- ・引受保険会社所定の診断書
- ・診療状況申告書
- ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
- ・死亡診断書
- ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
- ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
- ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類

事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

## <代理請求人について>

- 高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいないうちは、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(\*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

- (注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(\*)」  
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」  
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合  
「上記①以外の配偶者(\*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(\*)法律上の配偶者に限ります。

## <示談交渉に関する注意事項>

- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

## <示談交渉サービス>

日本国内において発生した、個人賠償責任危険補償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

## <示談交渉を行うことができない主な場合>

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が個人賠償責任危険補償特約で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

## <税法上の取扱い>(2019年2月現在)

- お支払いいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。

(注1) 傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。

(注2) なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

## 引受保険会社

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(なお、それぞれの会社の引受割合は決定したいご案内します。)

また、団体総合生活補償保険(MS&AD型)につきましては、三井住友海上火災保険株式会社が引受割合100%となります。

三井住友海上火災保険株式会社(引受幹事会社)

東京海上日動火災保険株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

### 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

詳細は、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。



# 契約詳細(団体総合生活補償保険)

## 補償対象外となる運動等／補償対象外となる職業／補償対象外となる主な「携行品」 ／補償対象外となる主な「受託物」

|   |
|---|
| <b>補償対象外となる運動等</b><br>山岳登山(*1)、リュージュ、ポプスレー、スケルトン、航空機(*2)操縦(*3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(*4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗<br>その他これらに類する危険な運動<br>(*1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。<br>(*2)グライダーおよび飛行船を除きます。<br>(*3)職務として操縦する場合を除きます。<br>(*4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。  |
| <b>補償対象外となる職業</b><br>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士<br>その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業   |
| <b>補償対象外となる主な「携行品」</b><br>船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車・雪上オートバイ・ゴーカートおよびこれらの付属品、自転車・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウインドサーフィン・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器・ノート型パソコン・その他の携帯式パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、有価証券(小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿<br>など |
| <b>補償対象外となる主な「受託物」</b><br>日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物<br>など   |

## ご加入内容確認事項

### ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

#### 1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

**「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。**

|  |
|--|
| 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)<br>保険金額(ご契約金額)<br>保険期間(保険のご契約期間)<br>保険料・保険料払込方法 |
|--|

#### 2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

**記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。**

|   |
|---|
| ① 皆さまがご確認ください。<br>・ 加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？<br>「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。<br>*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。<br>または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？<br>・ 加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？<br>または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？<br>・ 加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？<br>*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。 |
| ② 以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。<br>◆「複数の方を保険の対象にするタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。<br>被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか？<br>◆「健康状況告知をしていただく契約のタイプをお申込みの場合のみ」ご確認ください。<br>被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご記入いただいていますか？  |

#### 3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・ この保険制度に新規加入される場合
- ・ 既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
- ・ 既にご加入されているがご継続されない場合

## 生活サポートサービス



日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険など\*にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

\*メンタルヘルス相談は疾病補償プラン(精神障害補償の有無は問いません)加入者ご本人のみがご利用いただけます。詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 健康・医療



◆メンタルヘルス相談  
平日 9:00~21:00  
土曜日 10:00~18:00  
■上記以外  
年中無休 24時間対応

#### ■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。  
また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談(一部予約制)がご利用いただけます。

#### ■メンタルヘルス相談

＜疾病補償プラン加入者限定＞  
メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。  
\*対面によるご相談は予約制で、1回50分以内、1人につき年間5回までとなります。

#### ■診断サポートサービス

(各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス)  
全国の提携機関をご紹介します。(一部割引有)  
また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

#### ■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの詳細情報をご提供します。

#### ■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病(ガン、心疾患、脳血管疾患)」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。  
\*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

#### ■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供(産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応)する女性専用のサービスです。  
また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師(一部予約制)が対応します。

＜専任の相談員がお応えします＞

### 介護



年中無休 24時間対応

#### ■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

#### ■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

#### ■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

#### ■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。

### 暮らしの相談



平日 14:00~17:00

#### ■暮らしのトラブル相談(法律相談)

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。  
弁護士相談は予約制となります。

#### ■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。  
税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

### 情報提供・紹介サービス

平日 10:00~17:00

#### ■子育て相談(12才以下)

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

#### ■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問  
ボランティア情報



#### ■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 緊急通報サービス
- ベビーシッター
- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売

### 健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: [https://www.ms-ins.com/kenko\\_kaigo/](https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/)

### サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

- \*平日とは、土・日・祝日・年末・年始を除いた月~金をいいます。
- \*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りです。
- \*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- \*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。



保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

## 団体長期障害所得補償(GLTD\* 1)

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

\* 1 GLTD は団体長期障害所得補償(Group Long Term Disability)の略称です。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

|                | 保険金をお支払いする主な場合   | 保険金をお支払いしない主な場合  |
|----------------|--|--|
| 団体長期障害所得補償基本特約 | <p>病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が免責期間* 1 を超えた場合</p> <p>▶就業障害期間* 2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">支払基礎所得額* 3 × 所得喪失率* 4 × 約定給付率(100%)</p> <p>ただし、支払基礎所得額* 3 が保険の対象となる方の平均月間所得額* 5 を超える場合には、平均月間所得額* 5 を支払基礎所得額* 3 としてお支払いする保険金の額を算出します。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。</p> <p>* 1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。</p> <p>* 2 「てん補期間* 6 内の就業障害の日数」をいいます(お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1 か月を 30 日として日割りで計算します。)</p> <p>* 3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の所得* 7 の額をいいます。</p> <p>* 4 病気やケガにより全く就業できない場合は 100% とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">1. <math>\frac{\text{免責期間* 1 が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額* 8}}{\text{免責期間* 1 が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得* 7 の額}}</math></p> <p>ただし、所得* 7 の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。</p> <p>* 5 就業障害が開始した日の属する月の直前 12 か月における保険の対象となる方の所得* 7 の平均月額をいいます。</p> <p>* 6 同一の病気やケガによる就業障害* 9 に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間* 1 終了日の翌日からの期間)のことをいいます。</p> <p>* 7 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>* 8 免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいい、免責期間* 1 の終了した月から 1 か月単位で計算します。</p> <p>* 9 就業障害が終了した後、その日を含めて 180 日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害</li> <li>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害</li> <li>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害(その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害</li> <li>・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害</li> <li>・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害</li> <li>・妊娠または出産による就業障害</li> <li>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害</li> <li>・保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害(精神障害補償特約がセットされる場合は、所定の精神障害については 2 年を限度にお支払いの対象になります。)</li> <li>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害</li> <li>・発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害</li> <li>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期の直前 1 年以内に被った病気やケガによる就業障害 * 1 * 2</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>* 1 初年度契約の保険始期の直前 1 年に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から 1 年を経過した後開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象とします。</p> <p>* 2 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。</p> |

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます。

| 免責期間* 1 中   | てん補期間* 1 開始後  |
|---|---|
| <p>病気やケガにより、下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態(※)</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること</p> <p>③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること</p> <p>(※)職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務(軽作業や事務作業等)もまったくできない状態です。</p> | <p>病気やケガにより、下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない(※)か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率* 1 が 20% 超である状態</p> <p>①その病気やケガのために、入院していること</p> <p>②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること</p> <p>③その病気やケガによる後遺障害が残っていること</p> <p>(※)全く従事できない場合も、所得喪失率が 20% を超えない場合は、就業障害に該当しません。</p> |

\* 1 免責期間については上記本文(保険金をお支払いする主な場合欄)内の「\* 1」、てん補期間については上記本文内の「\* 6」、所得喪失率については上記本文内の「\* 4」をご確認ください。

## 介護補償

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。  
[独自基準追加型(要介護2)]

|   |   | 保険金をお支払いする主な場合   | 保険金をお支払いしない主な場合 |  |     |   |              |   |                 |   |   |
|---|---|--|-----------------|--|-----|---|--------------|---|-----------------|---|---|
| 介護補償基本特約十公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約十所定の要介護状態(要介護2用)の追加補償特約 | 介護補償保険金   | <p>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が、診断された日から90日を超えて継続した場合</p> <p>①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">歩行</td> <td>壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。</td> </tr> <tr> <td>寝返り</td> <td>ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。</td> </tr> <tr> <td>入浴その他の複雑な動作等</td> <td>次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態<br/>ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。)<br/>(ア) 他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。<br/>(イ) 自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。<br/>1. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと)ができない。</td> </tr> <tr> <td>排せつ等日常生活上の一部の行為</td> <td>次のア. からウ. のいずれにも該当する状態<br/>ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。)<br/>イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。<br/>ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。</td> </tr> </table> <p>②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。<br/>・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) スポンまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱について、次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態であること。<br/>ア. 2つ以上の行為についてできない状態<br/>イ. できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態<br/>・認知症により下表に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1) から(21)までの項目については、少なくとも1ヶ月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ひどい物忘れがある。</li> <li>(2) まわりのことに関心を示さないことがある。</li> <li>(3) 物を盗られた等と被害的になることがある。</li> <li>(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。</li> <li>(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。</li> <li>(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。</li> <li>(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。</li> <li>(8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。</li> <li>(9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。</li> <li>(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。</li> <li>(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。</li> <li>(12) 目的もなく動き回ることがある。</li> <li>(13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。</li> <li>(14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。</li> <li>(15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。</li> <li>(16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることがある。</li> <li>(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。</li> <li>(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。</li> <li>(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。</li> <li>(20) 食べられないものを口に入れることがある。</li> <li>(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。</li> <li>(22) 自力で内服薬を服用できない。</li> <li>(23) 金銭の管理ができない。</li> <li>(24) 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。</li> <li>(25) 現在の季節を理解できない。</li> <li>(26) 今いる場所の認識ができない。</li> </ol> <p>▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。<br/>ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。</p> | 歩行              | 壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。 | 寝返り | ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。 | 入浴その他の複雑な動作等 | 次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態<br>ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。)<br>(ア) 他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。<br>(イ) 自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。<br>1. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと)ができない。 | 排せつ等日常生活上の一部の行為 | 次のア. からウ. のいずれにも該当する状態<br>ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。)<br>イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。<br>ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 | <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態* 1</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態</p> <p>・無免許運転、麻薬等を使用している間の事故により生じた要介護状態</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって生じた要介護状態</p> <p>・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態</p> <p>・先天性疾患によって生じた要介護状態</p> <p>・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)といいますが、既に被っている病気やケガ等による要介護状態* 2 * 3 等</p> <p>* 1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>* 2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払いの対象とします。</p> <p>* 3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。</p> |
|   | 歩行  | 壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。   |                 |  |     |   |              |   |                 |   |   |
| 寝返り   | ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。   |  |                 |  |     |   |              |   |                 |   |   |
| 入浴その他の複雑な動作等  | 次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態<br>ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。)<br>(ア) 他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくはいすへ、車いすからいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくはいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。<br>(イ) 自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。<br>1. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うこと)ができない。 |  |                 |  |     |   |              |   |                 |   |   |
| 排せつ等日常生活上の一部の行為   | 次のア. からウ. のいずれにも該当する状態<br>ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内でのごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらわないとできない場合を含む。)<br>イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。<br>ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。   |  |                 |  |     |   |              |   |                 |   |   |



## 傷害補償

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導\* 1中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\* 2をした場合に保険金をお支払いします。

\* 1 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

\* 2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。))は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

|                          |         | 保険金をお支払いする主な場合  | 保険金をお支払いしない主な場合  |
|--------------------------|---------|---|--|
| 傷害補償基本特約十ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約 | 死亡保険金   | 事故の日からその日を含めて180日以内に <b>死亡された場合</b><br>▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。<br>※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金額がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。  | ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ<br>・保険の対象となる方の <b>故意</b> または <b>重大な過失</b> によって生じたケガ   |
|                          | 後遺障害保険金 | 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に <b>後遺障害が生じた場合</b><br>▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。<br>※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。   | ・保険金の受取人の <b>故意</b> または <b>重大な過失</b> によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)<br>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ   |
|                          | 入院保険金   | 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に <b>入院された場合</b><br>▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。<br><br>※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。  | ・ <b>無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転</b> をしている場合に生じたケガ<br>・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ<br>・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ  |
|                          | 手術保険金   | 治療を目的として、 <b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術* 1または先進医療* 2に該当する所定の手術を受けられた場合</b><br>▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。* 3<br><br>* 1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。<br>* 2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)。<br>* 3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。 | ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ<br>・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ<br>・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ<br>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの<br>・バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ |
|                          | 通院保険金   | 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に <b>通院(往診を含みます。))された場合</b><br>▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。<br>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。<br>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギブス等* 1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。<br>* 1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。  | 等  |

## 賠償責任に関する補償

|                          | 保険金をお支払いする主な場合   | 保険金をお支払いしない主な場合   |
|--------------------------|--|---|
| 個人賠償責任補償特約 + ゴルフ賠償責任補償特約 | <p>国内外においてゴルフの練習、競技または指導* 1 中に<b>他人(キャディを含みます。)</b>にケガ等をさせたり、<b>他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合</b></p> <p>▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。</p> <p>※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>* 1 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p> | <p>・ご契約者または保険の対象となる方等の<b>故意</b>によって生じた損害</p> <p>・<b>地震・噴火</b>またはこれらによる<b>津波</b>によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・航空機、船舶、<b>車両* 1</b> または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ</p> <p style="text-align: right;">等</p> <p>* 1 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は補償の対象となりません。</p> |

## 財産に関する補償

|                   | 保険金をお支払いする主な場合  | 保険金をお支払いしない主な場合   |
|-------------------|---|---|
| 携行品特約 + ゴルフ用品補償特約 | <p>国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、<b>保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合</b></p> <p>●ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。)</p> <p>●ゴルフクラブの破損、曲損* 1</p> <p>▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額* 2 を限度とします。</p> <p>※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>* 1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限ります。</p> <p>* 2 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p> | <p>・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じた損害</p> <p>・<b>地震・噴火</b>またはこれらによる<b>津波</b>によって生じた損害</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害</p> <p>・<b>無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転</b>をしている間に生じた事故による損害</p> <p>・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</p> <p>・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害</p> <p>・自然の消耗またはさび・かび等による損害</p> <p>・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害</p> <p>・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>・電氣的または機械的事故に起因する損害</p> <p>・保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害</p> <p>・ゴルフボールのみの盗難による損害</p> <p style="text-align: right;">等</p> |

## 費用に関する補償

|                      | 保険金をお支払いする主な場合  | 保険金をお支払いしない主な場合  |
|----------------------|---|--|
| ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 | <p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、<b>下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)</li> <li>● 記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス</li> </ul> <p>▶ 達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</li> <li>・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</li> <li>・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス</li> <li>・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> |

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

07E1-GJ05-11068-201604



告知の大切さに関するご案内

# 告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

団体総合生活保険の所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・がん補償・介護補償、総合生活保険（GLTD）または総合生活保険（CLTD）に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合\*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

\*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

\*2 団体総合生活保険の医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方（被保険者）ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入**ください。\*1  
告知の内容が**正しくない場合には**、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけません。\*2

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

\*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

団体総合生活保険の介護補償のみに（追加）加入される場合、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

\*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分が解除され、保険金をお受け取りいただけません。

**過去に病気やケガをされたことがある場合**、お引受けは次のA～Cのいずれかになります（総合生活保険（GLTD）で一括告知制度を採用している一部の契約（\*）、団体総合生活保険のがん補償・介護補償については、AまたはCになります。）。

- A お引受けいたします（補償対象外となる病気・症状の設定はありません。）。
  - B 補償対象外となる病気・症状を設定のうえ、お引受けいたします（なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。）。
  - C 今回はお引受けできません。
- （\*）詳細は告知書をご確認ください。

過去に病気やケガをしたことがあったら、契約はなくなるのか？



お申込み後、保険金請求時等に、**告知内容についてご確認ください**させていただきます。

えっと、1年前に…



告知内容を確認させていただきます。

告知いただく内容例\*3は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無（予定を含みます）
- ② 告知書記載の特定の疾病に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます）の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける異常指摘の有無 等

\*3 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。

- 現在、医師に手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の疾病について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内に健康診断で「要精密検査」との指摘を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。（団体総合生活保険のがん補償のみ）

**ご注意ください。**

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

団体総合生活保険の所得補償・団体長期障害所得補償（GLTD）・医療補償・介護補償、総合生活保険（GLTD）または総合生活保険（CLTD）については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金お支払いの対象となります。なお、その場合でも、ご加入時に補償対象外に設定された病気・症状による就業不能や入院等については保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

よろしくお願いいたします。



この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。



ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[マークのご説明]



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

**I** ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2. 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3. 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\* 1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください\* 2。

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●受託品賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 ●救済者費用等補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用) ●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

\* 1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。

\* 2 1 契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4. 保険金額等の設定



この保険での保険金額\* 1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額\* 1の増額等はできません\* 2。

[ 所得補償・団体長期障害所得補償 ]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約の保険金額\* 1は、平均月間所得額\* 3以下(平均月間所得額の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額\* 3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

\* 1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額\* 4×約定給付率とします。

\* 2 がん補償においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。

\* 3 直前12か月における保険の対象となる方の所得\* 5の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。)

\* 4 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

\* 5 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与・所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与・所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5. 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合

- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
  - ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
  - ④ご加入者の加入部分\*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合等
- ※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
- ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分\*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただきますことや、ご加入者の加入部分\*1を解除することがありますのでご注意ください。
- ※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たにご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意ください内容につきましては、後記「Ⅱ -1 告知義務」をご確認ください。
- \*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)



## 7. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

### 1. 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ -1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なる場合があります)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

#### 【告知事項・通知事項一覧】

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

| 項目名      | 基本補償・特約 | 傷害補償 | 所得補償 | 団体長期障害所得補償 | 医療補償 がん補償 | 介護補償 | 個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品住宅内生活用動産 救援者費用等 |
|----------|---------|------|------|------------|-----------|------|-----------------------------------|
| 生年月日     |         | ★*1  | ★    | ★          | ★         | ★    | ★*2                               |
| 性別       |         | -    | -    | ★          | ★         | -    | -                                 |
| 職業・職務*3  |         | ☆*4  | ☆    | -          | -         | -    | -                                 |
| 健康状態告知*5 |         | -    | ★    | ★          | ★         | ★    | -                                 |

※すべての補償について「他の保険契約等\*6」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(子ども傷害補償)については、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。

- \*1 子ども傷害補償以外の場合には、告知事項とはなりません。
- \*2 子ども傷害補償にご加入されていない場合には、告知事項とはなりません。
- \*3 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- \*4 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットいただいた場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
- \*5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- \*6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

#### 【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)】

##### ①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者\*7、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

\*7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)。b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

##### ②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

弊社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされた



ことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、「特定疾病等不担保」という特別な条件をつけてご加入内容を制限してお引受けすることもあります。)

### ③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日\* 8 から1年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります\* 9。

●責任開始日\* 8 から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません\* 10 (ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

\* 8 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

\* 9 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

\* 10 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

### <前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

### ④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。



## 2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



## 3 保険金受取人

### 【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合\* 1 は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

\* 1 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

### 【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合\* 2 は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

\* 2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)



## 4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。

・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。

・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。

・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります(例えば、乗換えて新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約すると、がんの補償のない期間が発生します。)

## Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等

#### 【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

#### 【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償





保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額\*1がご加入時の額より減少した場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

- \*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得\*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります)。
- \*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

#### ●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### [ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。



## 2 解約されるとき

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- \*1 解約日以降に請求することがあります。
- \*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

## 3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。



## 4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額\*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

- \*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。



## IV その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること  
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
- ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。の)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
- ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

| 補償内容                              | 保険期間 | 経営破綻した場合等のお取扱い  |
|-----------------------------------|------|---|
| 傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償 | 1年以内 | 原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。 |
|                                   | 1年超  | 原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。          |
| 所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償    |      |   |

### 4 その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがら記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記「共同保険引受保険会社について」をご確認ください。



### 5 事故が起きたとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。



- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
- ・弊社の定める就業不能状況記入書
- ・弊社の定める就業障害状況報告書
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・所得を証明する書類
- ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\* 1 または 3 親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。
- \* 1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
  1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
  2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
  3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心 110 番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。

#### 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。



#### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター (指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

通話料  
有料

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。  
受付時間：平日 午前 9 時 15 分～午後 5 時  
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

#### <共同保険引受保険会社について>

##### ●所得補償・介護補償

| 引受保険会社                 | 引受割合   |
|------------------------|--------|
| 東京海上日動火災保険株式会社(引受幹事会社) | 100.0% |

##### ●golファー補償

| 引受保険会社                 | 引受割合  |
|------------------------|-------|
| 東京海上日動火災保険株式会社(引受幹事会社) | 70.0% |
| 三井住友海上火災保険株式会社         | 15.0% |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社       | 15.0% |

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内  
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

#### 東京海上日動安心 110 番 (事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも  
「東京海上日動安心 110 番」へ



0120-119-110

事故は 119 番・110 番

受付時間：24 時間 365 日

東京海上日動火災保険株式会社

07E1-GJ05-11046-201612  
< 2017 年 10 月 1 日以降始期契約用 >



ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、**パンフレット等記載のお問い合わせ先**までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることを**パンフレット・重要事項説明書**でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金をお支払いする主な場合     保険金額\* 1、免責金額(自己負担額)
- 保険期間     保険料・保険料払込方法
- 保険の対象となる方

\* 1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

2. **加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。**万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、**加入依頼書等**を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、**パンフレット等記載のお問い合わせ先**までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認ください事項】

| 確認事項   | 団体長期傷害所得補償 | 介護補償  |
|--|------------|-------|
| <input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？   | ○          | ○     |
| <input type="checkbox"/> 保険金額* 1は、平均月間所得額* 2以下となっていますか？<br><small>なお、保険金額* 1の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレットをご確認ください。<br/>                     * 1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。<br/>                     * 2 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前 12 か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。</small> | ○          | —     |
| ●「健康状態告知が必要な場合のみ」ご確認ください。<br><input type="checkbox"/> 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？<br><small>* 3 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。</small>   | ○          | ○ * 3 |

【すべての補償に共通してご確認ください事項】

- 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\* 1」についてご確認ください。

\* 1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

この保険は、いすゞ自動車株式会社をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としていすゞ自動車株式会社が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、2019年5月31日までに特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

《お問合せ先》

◇保険会社:東京海上日動火災保険株式会社 東京自動車営業第二部営業第三課  
 東京都千代田区丸の内1-2-1 TEL03-3285-0323 (受付時間:平日9:00~17:00)

東京海上日動火災保険株式会社

07E1-GJ05-11046-201612

< 2017年10月1日以降始期契約用 >

## サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

### ・メディカルアシスト 自動セット

24時間365日受付\*1

**0120-708-110**

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)



お電話にて各種医療に関する相談に応じます。  
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、そのご親族(以下「サービス提供対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

#### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

#### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

#### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

#### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

#### 転院・患者移送手配\*2

転院されるととき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

\*2 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

### ・デイリーサポート 自動セット

受付時間:

いずれも土日  
祝日、年末  
年始を除く

・法律相談 : 9:00~17:00  
・税務相談 : 14:00~16:00  
・社会保険に関する相談 : 9:00~17:00  
・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00  
・電話介護相談 : 9:00~17:00

**0120-285-110**

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

法律・税務・社会保険・介護に関するお電話での相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

#### 生活支援サービス

・法律・税務相談\*1  
・暮らしの情報提供

・社会保険に関する相談\*2

\*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

\*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

#### 介護関連サービス



・電話介護相談(介護保険制度やケアプランについてのご相談等、介護全般に関わるご相談)  
・インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」  
ホームページアドレス  
<http://www.kaigonw.ne.jp/>

### ・介護アシスト 自動セット

受付時間(電話介護相談、各種サービス優待紹介):9:00~17:00  
(土日祝日・年末年始を除く)

**0120-428-834**

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

介護に関する相談に電話でお応えします。  
また、高齢者の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限ります。

#### インターネット介護情報サービス

ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」

ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp>



#### 電話介護相談

・社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。  
・認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

#### 各種サービス優待紹介\*1

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢者の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。

\*1 サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

### ・メンタルヘルスサポート 《メンタルヘルス電話相談》

自動セット

【対象となる基本補償】

団体長期障害所得補償にご加入いただいた場合

職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて心理相談員等にお電話でご相談いただけます。



受付時間:9:00~21:00(日祝日を除く)

**0120-783-503**

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

※保険の対象となる方(法人は除きます。)と、そのご親族からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

#### ご注意ください (各サービス共通)

- ・保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシストのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
- ・メディカルアシストおよびメンタルヘルスサポートのメンタルヘルス電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はおお客様のご負担となります。
- ・「サービスのご案内」における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。





# 記入例

## 医療補償 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

※加入申込票はケガ補償と共通です。申込票1枚で医療補償とケガ補償を同時にお申込みいただけます。

申込票を記入した日をご記入いただき、加入者の社員番号・電話番号・生年月日・性別をご記入ください。

加入者氏名(漢字・フリガナ)・住所・職場名・所属コードをご記入ください。  
申込人氏名をカタカナでご記入いただき、その下に加入内容をご確認のうえ申込人がご署名ください。

手続区分に必ず〇をしてください。

The image shows a detailed application form for MS&AD insurance. It is divided into several sections:

- STEP 1:** Personal information and procedure classification. Includes fields for company name (イズダグループ), address (藤沢市土棚8), employee ID (550001), phone number (090-1234-5678), and birth date (2019/04/01). It also has checkboxes for 'New addition', 'Change content', and 'Do not continue'. A callout points to the 'New addition' checkbox.
- STEP 2:** Coverage and health status confirmation. This section contains multiple tables for selecting coverage options (e.g., medical benefits, injury benefits) and health status (e.g., MI, M). A callout points to the 'MI' option.
- STEP 3:** Other insurance agreements. Includes a section for 'Other insurance agreements' and a 'Special notes' field.
- Payment Summary:** A box at the bottom right shows the total premium: 1,060円 (1,060 Yen).

Handwritten marks include circles around 'MI' and 'M', and a checkmark in the 'New addition' box. A callout box on the right side of the form says: '加入内容をご確認のうえ、全被保険者数分の1回分(月額)保険料をご記入ください。' (Please confirm the coverage content and enter the premium for 1/12th of the total number of insured persons (monthly).)

医療補償に加入希望の方の氏名(カタカナ)・生年月日・年齢(2019年8月1日時点)をご記入ください。

セット名に〇をしていただき、口数をご記入ください。

医療補償に加入される方はP22の質問事項をご参照のうえ、質問①～③(③は16歳以上の女性のみ)のそれぞれに対し「はい」か「いいえ」どちらかに〇をつけてください。「はい」と回答された場合、疾病・症状一覧表で確認のうえ、該当疾病(A欄、B欄)欄、特定疾病対象外欄にご記入ください。

被保険者本人が告知内容をご確認のうえ、ご署名ください。

告知日における被保険者の年齢が満15歳未満の場合には、親権者のうちいずれかの方の親権者のお名前をご署名ください。

訂正する場合は、二重線で消して、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名してください。押印は不要です。

## ケガ補償 団体総合生活補償保険(標準型)

※加入申込票は医療補償と共通です。申込票1枚で医療補償とケガ補償を同時にお申込みいただけます。

申込票を記入した日をご記入いただき、加入者の社員番号・電話番号・生年月日・性別をご記入ください。

加入者氏名(漢字・フリガナ)・住所・職場名・所属コードをご記入ください。  
申込人氏名をカタカナでご記入いただき、その下に加入内容をご確認のうえ申込人がご署名ください。

手続区分に必ず〇をしてください。

いすゞグループ 団体総合生活補償保険(標準型・MS&AD型) 加入申込票 兼 健康状況告知書

STEP 1 申込情報と手続区分についてご確認のうえご記入ください。

加入申込日 平成 31 年 4 月 2 日

加入者氏名 フジサワシツチダナ 8  
藤沢市土屋 8  
イヌズ タロウ  
いすゞ 太郎

社員番号 550001  
電話番号 090-1234-5678

生年月日 平成 28 年 4 月 1 日 性別 男

手続区分: 新規に加入する (〇) / 内容を変更する ( ) / 継続加入しない ( )

STEP 2 申込内容と健康状況(告知)についてご確認のうえご記入ください。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)疾病補償用

氏名 藤沢市土屋 8  
生年月日 平成 28 年 4 月 1 日  
年齢 23 歳 性別 男

基本セット (必須選択) MI

STEP 3 他の特約加入がある場合は、こちらもご確認のうえご記入ください。

他の特約加入: 団体総合生活補償保険(傷害補償標準型)特約付(個人型)

氏名 いすゞ タロウ  
生年月日 平成 28 年 4 月 1 日  
年齢 23 歳 性別 男

基本セット (必須選択) P1, P2, P3, P4, P5, P6, P7, P8, P9, P10, P11, P12, P13, P14, P15, P16, P17, P18, P19, P20, P21, P22, P23, P24, P25, P26, P27, P28, P29, P30, P31, P32, P33, P34, P35, P36, P37, P38, P39, P40, P41, P42, P43, P44, P45, P46, P47, P48, P49, P50

ケガ合計保険料 (一括分) 420 円

前年合計保険料 (一括分) XXXX 円

ケガ補償に加入希望の方の氏名(カタカナ)・生年月日・年齢(2019年8月1日時点)をご記入ください。

セット名に〇をしていただき、口数をご記入ください。

加入内容をご確認のうえ、全被保険者数分の1回分(月額)保険料をご記入ください。

夫婦型・家族型へご加入の方は、こちらの欄へご記入ください。

訂正する場合は、二重線で消して、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名してください。押印は不要です。





資料請求・ご相談・お問い合わせは、お近くのいすゞ保険サービス(株)まで

募集取扱代理店・事務代行会社(申込書ご提出先)

いすゞ保険サービス株式会社

本社フリーダイヤル 0120-017-857

HPアドレス <http://www.iis.isuzu.co.jp>



|        |  |
|--------|--|
| 本社     | 〒140-0013 東京都品川区南大井3-26-7 ICLビル2F<br>TEL.03-5753-0031 FAX.03-5753-0037 内線 8143-34    |
| 藤沢営業所  | 〒252-0881 神奈川県藤沢市土棚8(第2工場事務棟内)<br>TEL.0466-43-5112 FAX.0466-43-5145 内線 87-5290       |
| 栃木営業所  | 〒329-4424 栃木県栃木市大平町伯仲2691(第1工場労務部そば)<br>TEL.0282-43-1820 FAX.0282-43-1860 内線 82-6590 |
| 北海道営業所 | 〒059-1362 北海道苫小牧市柏原1-4(エンジン工場棟2F)<br>TEL.0144-55-4446 FAX.0144-55-4447 内線 89-2284    |
| 土浦営業所  | 〒300-0015 茨城県土浦市北神立町4-2<br>TEL.029-831-1556 FAX.029-831-1576 内線 8148-2980            |

※死亡保障(団体定期保険《グループ保険》)については、いすゞ保険サービス株式会社が  
保険契約者であるいすゞ自動車株式会社の事務代行会社となります。

引受保険会社

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 死亡保障                    | 第一生命保険株式会社(事務幹事会社)<br>団体保障事業部<br>〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1<br>制度に関しては、上記の事務代行会社にご連絡ください。<br>「契約概要」「注意喚起情報」等の紙面に関するご要望・苦情につきましては、以下の照会先へご連絡ください。<br>TEL:0120-005-328(受付専用フリーダイヤル)<br>受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く) C18-213-0670(2019.1.17) |
| 医療補償<br>ケガ補償            | 三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社)<br>自動車法人営業部第一課<br>〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9<br>TEL:03-3259-1453 A18-102568 使用期限:2020年8月1日   |
| 所得補償<br>介護補償<br>ゴルフアー補償 | 東京海上日動火災保険株式会社(幹事会社)<br>東京自動車営業第二部営業第二課<br>〒100-8050 東京都千代田区丸の内一丁目2-1<br>TEL:03-3285-0323 平成31年2月作成 18-T08792  |
| 団体扱自動車保険                | 東京海上日動火災保険株式会社<br>三井住友海上火災保険株式会社<br>損害保険ジャパン日本興亜株式会社<br>※商品パンフレット等でご契約の保険会社についてご確認ください。  |
| がん保障                    | アフラック 東京第二法人営業部<br>〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル<br>コールセンター:0120-5555-95<br>月曜日~金曜日 9:00~18:00 土曜日 9:00~17:00<br>※祝日を除きます。   |